

診断情報および初回治療の登録について

症例登録の参考資料としてご利用ください。登録方法のすべてを網羅しているものではありませんので、下記記載 URL も併せてご確認ください。

- 「全国がん登録届出マニュアル 2022」

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/hospital/rep-manu.html

- 全国がん登録に関する Q & A

https://ganjoho.jp/med_pro/cancer_control/can_reg/national/hospital/qa/index.html

- 診断情報の登録（1）届出項目番号：11～16

がんを診断する段階（がんの初回治療開始前）で実施した検査のうち、
前医および自施設を含め、最も確からしい検査^{※1}はどこで実施していますか？

自施設

他施設

※1 《最も確からしい検査》

- ・複数の検査をおこなっている場合は、数字の小さいものが優先されます。
 - ・同じ数字に該当する検査を複数回おこなっている場合は、先に実施されたものが優先されます。
- 1：原発巣の組織診
 - 2：転移巣の組織診
 - 3：細胞診
 - 4：部位特異的腫瘍マーカー
 - 5：臨床検査
 - 6：臨床診断
 - 9：不明

【項目 11：診断施設】

「1 自施設診断」

【項目 11：診断施設】

「2 他施設診断」

【項目 14：診断日】

自施設で当該検査をおこなった日

【項目 14：診断日】

当該がんの診断や治療のために、
初めて患者が自施設を受診した日

【項目 16：進展度・治療前^{※2}】

がんを診断するために
実施した検査によって得られた、
がんの拡がりを登録

【項目 16：進展度・治療前^{※2}】

がんを診断するために
実施した検査によって得られた、
がんの拡がりを登録

※2 【項目 12：治療施設】が選択肢「3 他施設で初回治療を開始後に、自施設に受診して初回治療を継続」または「4 他施設で初回治療を終了後に、自施設を受診」の場合、【項目 16：進展度・治療前】は「499 不明」で結構です。

自施設、他施設に関わらず、患者の全経過を通じて^{※3}、
がんの診断の根拠となった、最も確からしい検査^{※1}は何ですか？

【項目 13：診断根拠】

「1 原発巣の組織診」

：原発巣と考えられる部位から採取された標本の病理組織診により「がん」と診断

「2 転移巣の組織診」

：転移巣と考えられる部位から採取された標本の病理組織診により「がん」と診断

「3 細胞診」

：病理組織診では「がん」の診断がなく、細胞診により「がん」と診断

「4 部位特異的腫瘍マーカー」

：部位特異的腫瘍マーカー陽性（マーカーの種類は限られるため、届出マニュアル参照）

「5 臨床検査」

：画像診断、血液検査などで「がん」と診断

「6 臨床診断」

：1～5 では「がん」と診断されなかった場合

「9 不明」

：「がん」と診断された検査が不明の場合

※3 他施設に問合せする必要はなく、紹介状等からわかる範囲で登録していただければ結構です。

診断情報および初回治療の登録について

● 診断情報の登録（2） 届出項目番号：11～16

がんと診断されることになったのは、何がきっかけですか？

【項目 15：発見経緯】

- 「1 がん検診・健康診断・人間ドック」：検診等の結果により、医療機関を受診した
「3 他疾患の経過観察中の偶然発見」：他の疾患で経過観察中に実施された検査により、偶然発見された
「4 剖検発見」：死体解剖で初めて診断された
「8 その他」：1,3,4 に該当しない場合。自覚症状による受診を含む
「9 不明」：がんと診断されることになったきっかけは不明

がんと診断された後、計画された初回治療^{※4}は何ですか？

<初回治療>◆

【造血器腫瘍以外】治療計画等に記載された治療。【造血器腫瘍】初回寛解までにおこなわれた治療。

※4 《初回治療》がん組織の増大傾向を止めたり、切除したり、消失させたりする治療のうち、当該がんに関する最初の診断に引き続き行われた、原発巣や転移巣のがん組織に対する治療のこと。
“経過観察”が計画された場合は、経過観察という行為を初回治療とみなして扱う。
なお、この範囲が不明確な場合、病状が進行・再発したりするまでに施行されるか、あるいはおよそ4カ月以内に施行されたものを初回治療とする。
詳細は「全国がん登録届出マニュアル 2020 P.20」を参照。

◆で確認した初回治療^{※4}は自施設で実施していますか？

実施している

【項目 12：治療施設】

- 「2 自施設で初回治療を開始」あるいは
「3 他施設で初回治療を開始後に、
自施設に受診して初回治療を継続^{※5}」を選択

実施していない

【項目 12：治療施設】

- 「1 自施設で初回治療をせず、
他施設に紹介又はその後の経過不明」あるいは
「4 他施設で初回治療を終了後に、自施設を受診」あるいは
「8 その他^{※6}」を選択

※5 “経過観察”は、開始した時点で初回治療を終了とみなしますので、紹介元の施設で開始された経過観察を自施設で継続する場合は、
「4 他施設で初回治療を終了後に、自施設を受診」と登録します。

全国がん登録に関する Q&A「届出内容について」Q5、Q6、Q12 を参照。

※6 選択肢 1～4 のいずれにも分類できない場合に用いますが、ほとんど用いることはありません。
(登録例) 剖検発見

診断情報および初回治療の登録について

● 初回治療の登録 届出項目番号：17～25

初回治療は、**自施設で実施した治療**を登録します。

初回治療^{※4}として、外科的治療、鏡視下治療、内視鏡的治療、放射線療法、化学療法、内分泌療法、その他の治療を**自施設で実施**していますか？

実施している

(注)自施設での実施状況のため、「9 不明」は用いません。

実施していない
→①、②の順に確認

① 死体解剖による発見のとき

【項目 12：治療施設】

「8 その他」

【項目 15：発見経緯】

「4 剖検発見」

【項目 26：死亡日】

「死亡年月日」

を選択・登録

②

【項目 18～20、22～25：初回治療】

実施している治療について「1 自施設で施行」を選択

実施していない治療について「2 自施設で施行なし」を選択

②.①以外

【項目 18～20、22～25：初回治療】

すべて「2 自施設で施行なし」を選択

【項目 21：観血的治療の範囲】

「6 観血的治療なし」を選択

【項目 17：進展度・術後病理学的】

「660 手術なし又は術前治療後」を選択

(白血病、多発性骨髄腫の場合は「777 該当せず」を選択)

【項目 18～20：外科的、鏡視下、内視鏡的】の
いずれかが「1 自施設で施行」の場合

【項目 21：観血的治療の範囲】

「1 腫瘍遺残なし」「4 腫瘍遺残あり」「9 不明」
の、いずれかを選択



【項目 17：進展度・術後病理学的】

自施設で実施している手術の情報から得られた、
がんの進展度を登録

【項目 18～20：外科的、鏡視下、内視鏡的】が
すべて「2 自施設で施行なし」の場合

【項目 21：観血的治療の範囲】

「6 観血的治療なし」を選択



【項目 17：進展度・術後病理学的】

「660 手術なし又は術前治療後」を選択

(白血病、多発性骨髄腫の場合は「777 該当せず」を選択)